



HELLO, NEW CITY.

新しいまちの暮らし

スーパースマートシティうつのみや始動

住めば
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA

「とちぎパートナーシップ宣誓制度」導入に係る本市のサービス提供について

令和4年7月25日

「とちぎパートナーシップ宣誓制度」により 宣誓されたカップルへ本市サービスを提供します

～性的マイノリティの方々が自分らしく生きられる共生社会の実現に向けて～

本年9月1日に、県において「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が導入されることから、本市においては、宣誓されたカップルが県全体の広域でサービスを受けられるよう、県の制度を活用し、「市営住宅への入居」と「市営墓地の使用許可・承継」のサービスを提供します。

○ 本市で利用できる行政サービスについて

1 利用方法

県が交付する「とちぎパートナーシップ宣誓書受領カード」を提示

2 サービス内容

- ・ 市営住宅への入居
- ・ 市営墓地の使用許可・承継

3 提供時期

令和4年9月1日（木）～

4 周知方法

- ・ 市ホームページや広報紙
- ・ 各サービスの利用案内 など

[参考] 県の「とちぎパートナーシップ宣誓制度」

1 概要

- ・ 性的マイノリティであるカップルが、知事に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓
- ・ 知事は、宣誓したカップルに対して、宣誓カードを交付
- ・ 宣誓カードの提示により、県をはじめ市町等が提供するサービスが利用可能

2 サービス内容

- ・ 公営住宅への入居
- ・ 病院での面会等
- ・ とちぎ結婚応援カード（とちマリ）の利用

3 導入時期

9月1日（木）※ 8月1日から宣誓日の事前予約の受付開始

<問い合わせ先> 市民まちづくり部男女共同参画課 課長 小島 陽子(028-632-2345)